

序章

第1節 計画作成の目的と役割

1 計画作成の背景

■陸上・海上交通の要衝で培われた多彩な文化財

瀬戸内の中央部に位置する福山市は、古来より陸上・海上交通の要衝として政治・経済・文化の交流に大きな役割を果たしてきました。瀬戸内海へ流れ込む芦田川とその支流の流域には豊かな土地が形成され、旧石器時代から人々の生活が連綿と営まれ、万葉の時代から栄えた潮待ちの港「鞆の浦」や中世庶民の躍動舞台「草戸千軒」が繁栄し、江戸時代には福山城が築城され、現在の「福山」の基礎が築かれました。



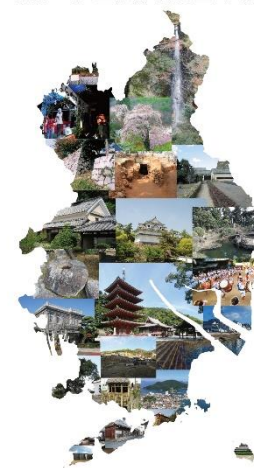
鞆の浦

そして、このような文化財^{※1}とともに人々の願いを託した社寺や小祀、民衆の心と暮らしを伝える民俗芸能など、先人の英知と息づかいを感じることができる文化財が数多く継承されています。

■歴史文化基本構想^{※2}の策定

このような多彩な文化財を、未指定・未登録等の文化財（以下「未指定文化財」といいます。）を含めて把握し、社会全体で文化財を適切に保存・活用することをめざし、本市の文化財行政のマスタープラン（最上位計画）となる「福山市歴史文化基本構想」（以下「歴文構想」といいます。）を2018年（平成30年）に策定しました。

福山市歴史文化基本構想



2018年（平成30年）3月
福山市教育委員会

歴文構想の策定の背景としては、未指定文化財をはじめとした文化財が失われつつあること、民俗芸能をはじめ文化財の継承や維持管理が難しくなりつつあることなどがあげられます。さらに、社会全体で文化財を保存・活用するための原点は「人づくり」であるとの認識から、市民・地域が主体となり、専門家、民間団体、行政等と連携することを重視し、基本理念に「人を育て、市民・地域で再発見し、守り、生かし、未来へ伝えよう」をサブテーマに加えています。

なお、文化財保存活用地域計画が文化財の保存・活用に関する基本的なマスタープラン兼アクションプランとなることから、歴文構想の内容は文化財保存活用地域計画へ継承し、文化財保存活用地域計画へ一本化することとします。

※1 文化財とは

本来の文化財とは、指定などの措置がとられているか否かにかかわらず、歴史上又は芸術上などの価値が高い、あるいは人々の生活の理解のために必要なすべての文化的所産を指すものである（文化審議会文化財分科会企画調査会報告書 2007年（平成19年）10月）。

※2 歴史文化基本構想

地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想であり、地方公共団体が文化財行政を進めるための基本的な構想となるもの。

■福山城築城 400 年で示された人々の思いと行動

2022 年(令和 4 年) 8 月 28 日、福山城は築城 400 年を迎えました。これに関わる福山城天守外観の復元的整備をはじめとした事業への人々の関心は高く、福山城跡を訪れ、行事に参加する人で賑わうとともに、予定を上回る寄附金が寄せられました。

文化財の保存・活用の意義や可能性を再認識させることにもなりました。



福山城天守外観の復元的整備

■依然と続く文化財を取り巻く厳しい状況

本市においても、少子高齢化が進み、伝統芸能の担い手の不足、空き家の増加、伝統的建造物の老朽化や毀損・滅失など、文化財を取り巻く厳しい状況が続いています。

特に未指定文化財は、その所在や価値を把握できていないものが多くあります。さらに、指定文化財についても、所有者・管理者（以下「所有者等」といいます。）による維持管理の負担が大きくなっていると考えられます。

一方、本市の厳しい財政状況の中で、国の様々な補助制度の活用による事業費の確保や民間資金の活用、そして、事業の選択と集中を考えていくことが重要となっており、文化財の保存・活用についても効果的・効率的な取組が求められます。

■文化財保護法の改正と福山市における文化財保存活用地域計画作成の必要性

2018 年(平成 30 年) 6 月 8 日に「文化財保護法（以下「法」といいます。）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、2019 年(平成 31 年) 4 月 1 日に施行されました。この法改正により、「都道府県による文化財保存活用大綱の策定」「市町村による文化財保存活用地域計画の作成及び文化庁長官による認定」などが規定されました。

法改正の要旨は「過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに生かし、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財行政の推進力の強化を図る。」（文化財保護法改正の概要：文化庁 平成 30 年 7 月）とされています。

この文化財保存活用地域計画は、各市町村がめざす目標や中長期的に取り組む具体的な内容を記載した、当該市町村における文化財の保存・活用に関する基本的なマスタープラン兼アクションプランです。また、地域に所在する未指定文化財を把握するための調査に関する事項を明記するとともに、まちづくりや観光などの他の行政分野とも連携し、総合的に文化財の保存・活用を進めていくための枠組みでもあります。

また、文化庁からは、「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画の策定等に関する指針」（最終変更 令和 5 年 3 月）が示されています（以下「地域計画等指針」といいます）。

本市としても、文化財行政を効果的・効率的に取り組むためには、文化財保存活用地域計画を作成する意義は大きいといえます。

2 計画作成の目的

以上の背景や現状を踏まえ、市民・地域・行政などの様々な主体が相互に連携し、地域社

会総がかりで文化財の保存・活用を進め、地域の宝としてその価値を広く共有し、確実に未来に継承するため、本市の文化財行政の基本的なマスタープラン兼アクションプランとして「福山市文化財保存活用地域計画」（以下、「本計画」といいます。）を作成するものです。

3 計画の対象

文化財保存活用地域計画の対象とする文化財は、地域計画等指針により、次のように明記されています（アンダーラインは本計画で付記）。

本指針の対象とする「文化財」とは、法第2条に規定される有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6つの類型という（なお、この中には国や地方公共団体に指定等されたものだけでなく、何ら行政による保護措置が図られていない、いわゆる未指定文化財も含まれる）。

また、法に規定される土地に埋蔵されている文化財（埋蔵文化財）や文化財を次世代へ継承する上で欠かせない文化財の材料製作・修理等の伝統的な保存技術についても、幅広く対象とすることが有効である。

さらに、国民娯楽など、必ずしも文化財に該当するとは言えないものであっても、各地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産については、これを幅広く捉え、文化財と同等に取り扱う視点も有効である。

したがって、本計画の対象とする範囲は、文化財保護法に規定されている文化財（6類型：法第2条）、埋蔵文化財（法第92条）、文化財の保存技術（法第147条）の他に、文化財保護法上の文化財には必ずしも該当しないが、地域にとって重要で継承すべきと考えられる文化的所産にも配慮します。

また、本計画が継承した歴文構想では、歴史文化を「文化財とその周辺環境」としていることから、「周辺環境」も含めて検討することとします。

文化財の周辺環境としては、例えば、伝統的に継承されてきた「暮らしや生業等の音・におい・香り」、「地名」、「方言」などが想定され、これらも大切な“地域の宝”であることを、住民等に伝えていくこと、また、守り、継承し、生かすことも意図します。

なお、「暮らしや生業等の音・におい・香り」は有形の民俗文化財、「地名」は遺跡（記念物）、「方言」は民俗芸能等の要素として、文化財の6類型に含まれることも想定されます。

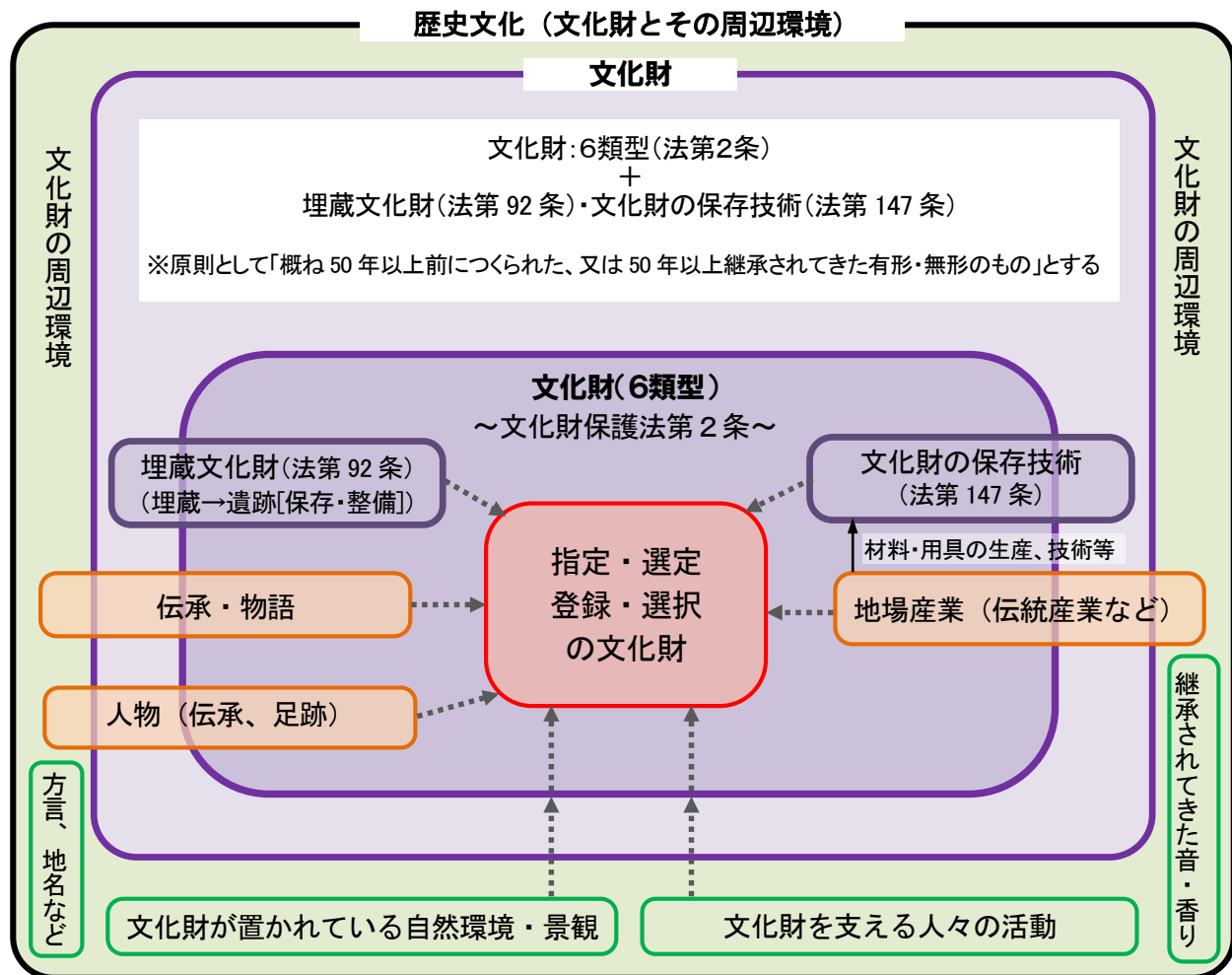
本計画における「歴史文化とは」 ※アンダーラインは本計画で付記

○歴史文化の概念

地域に固有の風土のもと、先人によって生み育まれ、時には変容しながら現代まで伝えられてきた知恵・経験・活動等の成果及びそれらが存在する環境を総体的に把握した概念（「文化財保存活用地域計画」パンフレット 2022年（令和4年）3月 文化庁）。

○「歴史文化基本構想^{※2}」における歴史文化（文化財とその周辺環境）

ここでいう歴史文化とは、文化財とそれに関わる様々な要素とが一体となったものである。文化財に関わる様々な要素とは、文化財が置かれている自然環境や周囲の景観、文化財を支える人々の活動に加え、文化財を維持・継承するための技術、文化財に関する歴史資料や伝承等であり、文化財の周辺環境のことである（「歴史文化基本構想」策定技術指針 2012年（平成24年）2月 文化庁）。



- ※ 文化財の6類型に収まりにくいもの、必ずしも文化財に該当するとはいえないもの、文化財の周辺環境を含む
- ←..... 一部は指定等の文化財などになる可能性がある

図1 本計画における文化財及び歴史文化

文化財保護法第2条（文化財：6類型）

○有形文化財

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料

○無形文化財

演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの

○民俗文化財

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの

○記念物

貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの

○文化的景観

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの

○伝統的建造物群

周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの

「埋蔵文化財」（法第92条）

土地に埋蔵されている文化財（主に遺跡と言われている場所）。埋蔵文化財の存在が知られている土地を「周知の埋蔵文化財包蔵地」という

「文化財の保存技術」（法第147条）

文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるものを、文部科学大臣は『選定保存技術』として選定し、その保持者及び保存団体を認定している

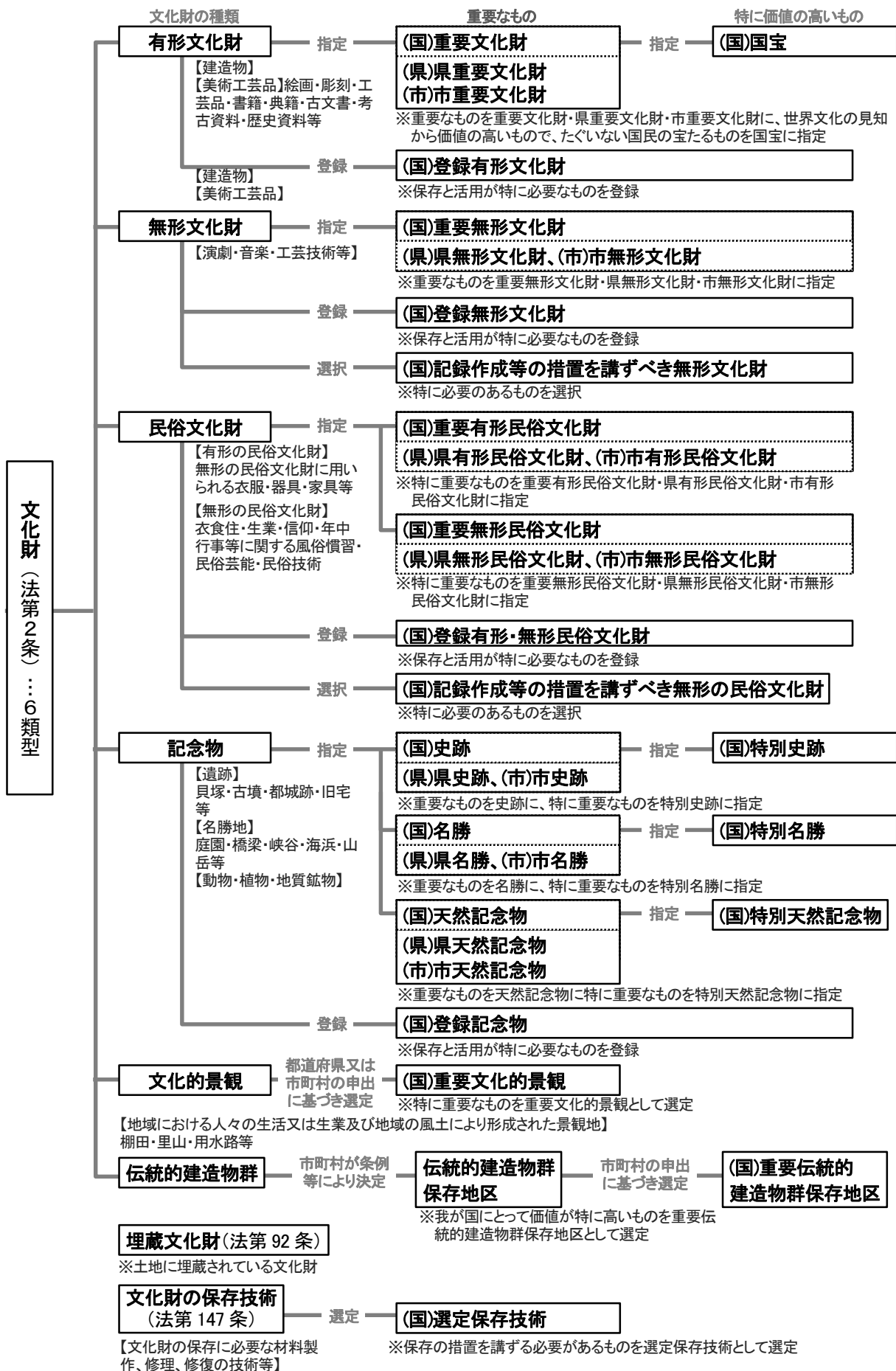


図2 文化財の体系

第2節 計画の位置付けと計画期間

1 計画の位置付け

本計画は、法第183条の3第1項の規定に基づき作成するものであり、内容に関しては、関係法令等に準拠し、文化財の保存・活用の措置などを明らかにしています。

また、福山市の最上位計画である「福山みらい創造ビジョン」、及び教育分野の最上位計画である「第三次福山市教育振興基本計画」を踏まえるとともに、「広島県文化財保存活用大綱」を勘案して作成しました。

なお、作成にあたっては、「福山市都市マスタープラン」、「福山市景観計画」、「福山市観光振興基本戦略」などの関連計画と整合・反映を図っています。

このようにして作成した本計画は、福山市の文化財の保存・活用に関する基本的なマスタープラン兼アクションプランとなります。

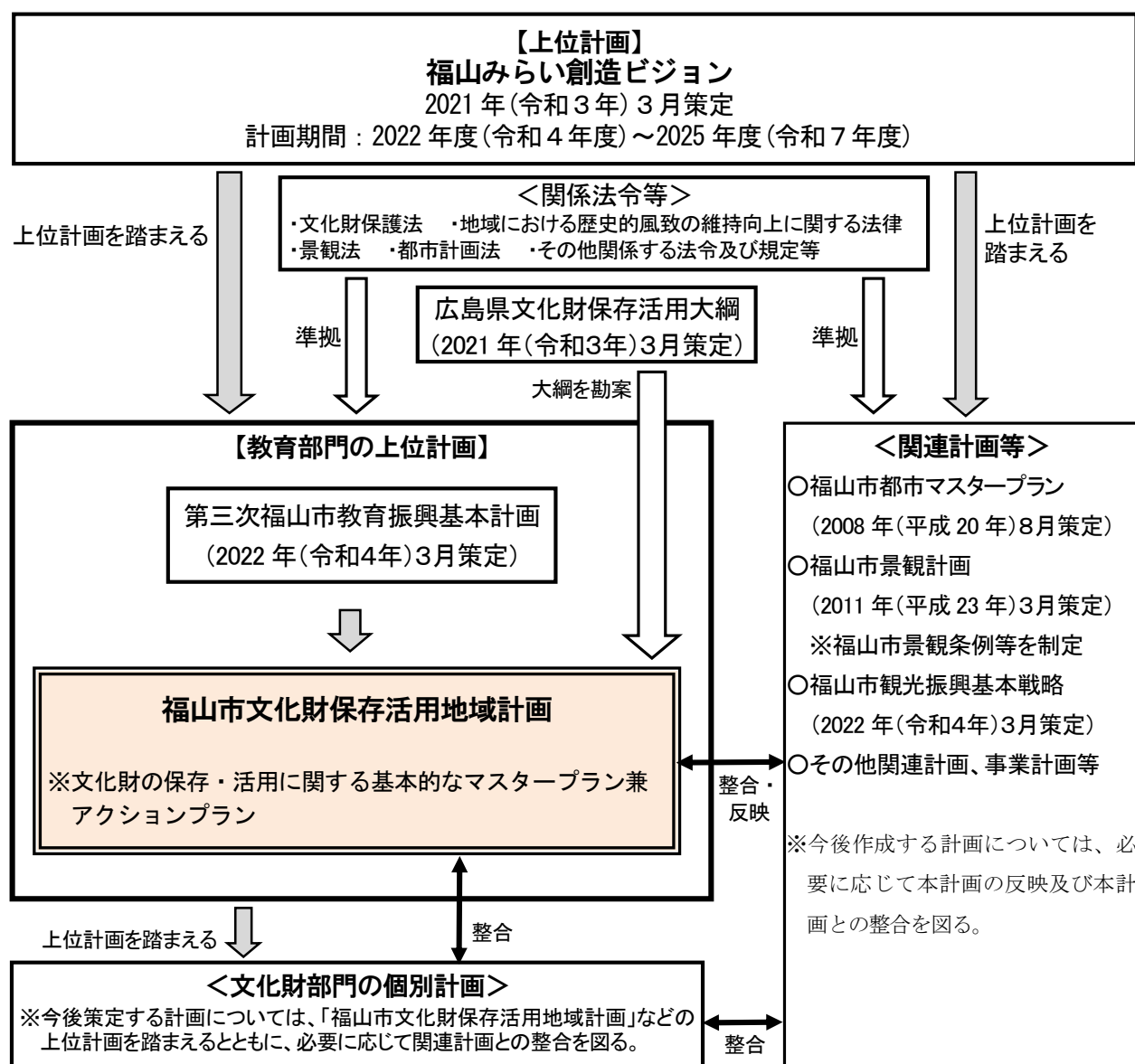


図3 福山市文化財保存活用地域計画の全体的な位置付け(上位計画・関連計画)

2 上位計画・関連計画等の概要

(1) 「福山みらい創造ビジョン」における位置付け

本計画は、福山みらい創造ビジョン（第五次福山市総合計画第2期基本計画）を文化財の面から支えるものであり、2025年度（令和7年度）の「福山市のめざす未来（将来都市像）」である「新たな分散型社会の下で、市民一人一人の安心な暮らしと希望が実現する都市」の実現に向け、関係施策等との調整・整合・連携を図りながら、総合的かつ計画的に文化財の保存・活用を進めていくための考え方や方針などを明らかにするものです。

具体的には、福山市のめざす姿（将来都市像）の実現に向けた5つの挑戦のうち、「挑戦5 歴史・文化とスポーツによる新たな体験価値の創出」に向けた取組を推進していきます。

5 施策体系(新5つの挑戦)

2021年度（令和3年度）からの5年間、めざす姿を実現するため、各施策を総合的に推進します。

新5つの挑戦

挑戦1 福山駅周辺の再生加速とグローバル都市の創造

○福山駅周辺の玄関口機能の強化 ○戦略的な観光振興 ○MICEの推進(世界バラ会議)

挑戦2 希望の子育てと寛容で健やかな社会の実現

○福山ネウボラの強化 ○人生100年時代の健康づくりと感染症対策の強化
○医療提供体制の強化 ○福祉の充実

挑戦3 人や企業が安心・安全に活躍できる都市環境の構築

○循環型地域経済の形成 ○多様な働き方と新たな人の流れの創出 ○農林水産業の振興
○都市基盤の強化 ○防災・減災の推進
○安心・安全な暮らしの確保 ○環境にやさしいまちづくり

挑戦4 新たな価値を創出する人材育成と個性光る地域振興

○未来を切り拓く教育 ○多様性ある地域コミュニティづくり

挑戦5 歴史・文化とスポーツによる新たな体験価値の創出

○歴史・文化の薫るまちづくり(福山城築城400年) ○スポーツによるにぎわいづくり

13

図4 福山みらい創造ビジョンの新5つの挑戦

(2) その他上位計画及び関連計画

本計画の上位計画としては、「福山みらい創造ビジョン」に加え、教育部門の最上位計画である「第三次福山市教育振興基本計画」があります。

関連計画のうち、「福山市都市マスタープラン」(2008年(平成20年)8月策定)と「福山市景観計画」(2011年(平成23年)3月策定)は、土地利用や建造物の形態・意匠などの面で文化財の保存・活用に関連があります。また、「福山市観光振興基本戦略」は、主として文化財の活用の面から本計画に関連があります。

ここでは、これら4つの計画について、その要点を整理します。

① 第三次福山市教育振興基本計画 (2022年度(令和4年度)～2026年度(令和8年度)) [抜粋]

ア 基本目標とめざす姿

《基本目標》

福山の誇りを次代へつなげる文化財の保存と活用

《めざす姿(5年後の姿)》

福山の歴史文化とその価値を誰もが知り、触れ、学び、愛着と誇りを持ち、文化財を地域・社会全体で大切にしている。

イ 施策概要

■基本施策1 文化財の調査と保存

《方向性》

長い歴史の中で守り伝えられてきた文化財の多くが、経年による劣化や破損により、修理を必要としています。適切な調査と修理方針の策定、伝統的な技法と素材の採用、新たな技術による効果的な保存手法など、総合的に判断し、後世に継承していくための保存・修理事業に取り組みます。また、文化財の指定等に向けて、調査・研究を進めます。

《主な取組》

- 文化財の調査・研究
- 文化財資料の収集
- 文化財の保存・修理

■基本施策2 地域と一体となった文化財の活用

《方向性》

本市の貴重な財産である文化財を後世に引き継ぐためには、文化財を地域社会全体で守り、まちづくりに活用することが重要です。「福山市歴史文化基本構想」に基づき、市民・地域が主体となって関係機関と連携しながら、文化財の活用が進められる環境づくりに取り組みます。

《主な取組》

- 活用に向けた計画の策定
- 保存活用計画に基づく文化財の活用
- 文化財保護意識の醸成

② 福山市都市マスタープラン (2008年度(平成20年度)～)

福山市都市マスタープランの目標年次は、次のようになっています。

- ・中期目標年次：2015 年(平成 27 年)
- ・長期目標年次：2025 年(令和 7 年)

また、福山市都市マスタープランは、大きくは全体構想、地域別構想、今後の都市づくりの推進で構成されています。

全体構想では、基本理念として「拠点性と求心力を備えた活力ある都市づくり」、「安心・安全で快適に暮らせる都市づくり」を掲げ、都市づくりの基本目標や将来の都市構造などが示されています。

地域別構想では、市域を 6 つの地域に分け、それぞれにおいてまちづくりの方針などが示されています。

＜全体構想＞

基本理念

- 拠点性と求心力を備えた活力ある都市づくり
- 安心・安全で快適に暮らせる都市づくり

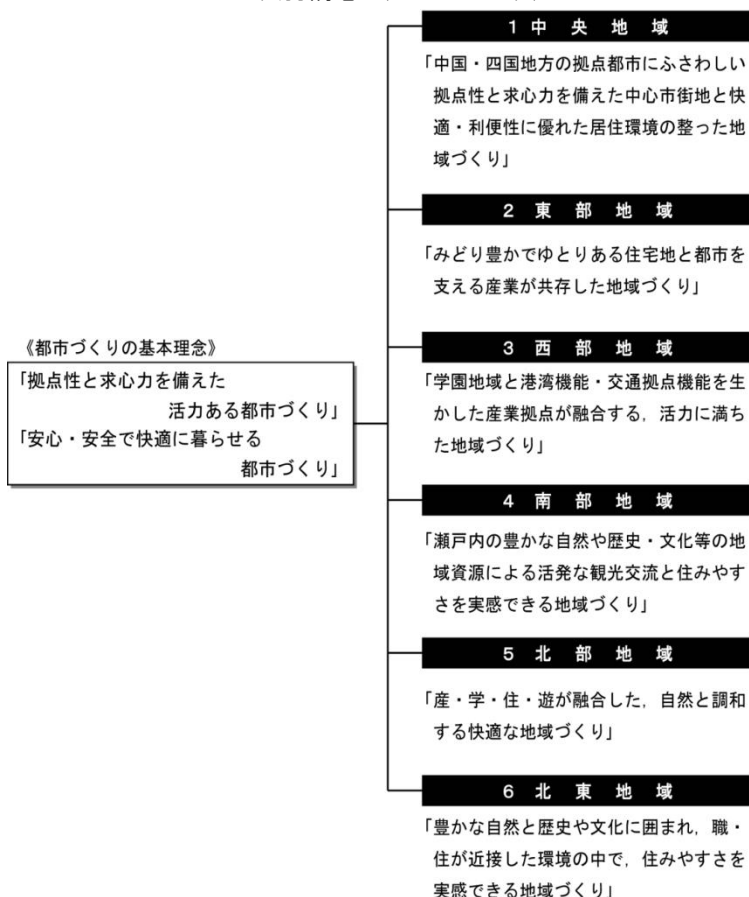
○都市づくりの基本目標

- ◇安心・安全で快適に暮らせる生活空間の確立
- ◇市民生活と産業活動を支える都市基盤の確立
- ◇拠点性と求心力のある中心市街地の確立
- ◇機能的で秩序ある集約型都市構造の実現
- ◇自然や歴史・文化と調和した良好な空間の形成
- ◇地域環境に配慮した循環型社会の形成

○将来の都市構造

- ◇様々な都市機能がコンパクトに集積した集約型の都市構造の形成
- ◇段階的な都市拠点の形成：地区拠点、地域拠点、都心地区

＜地域別構想（6つの地域）＞



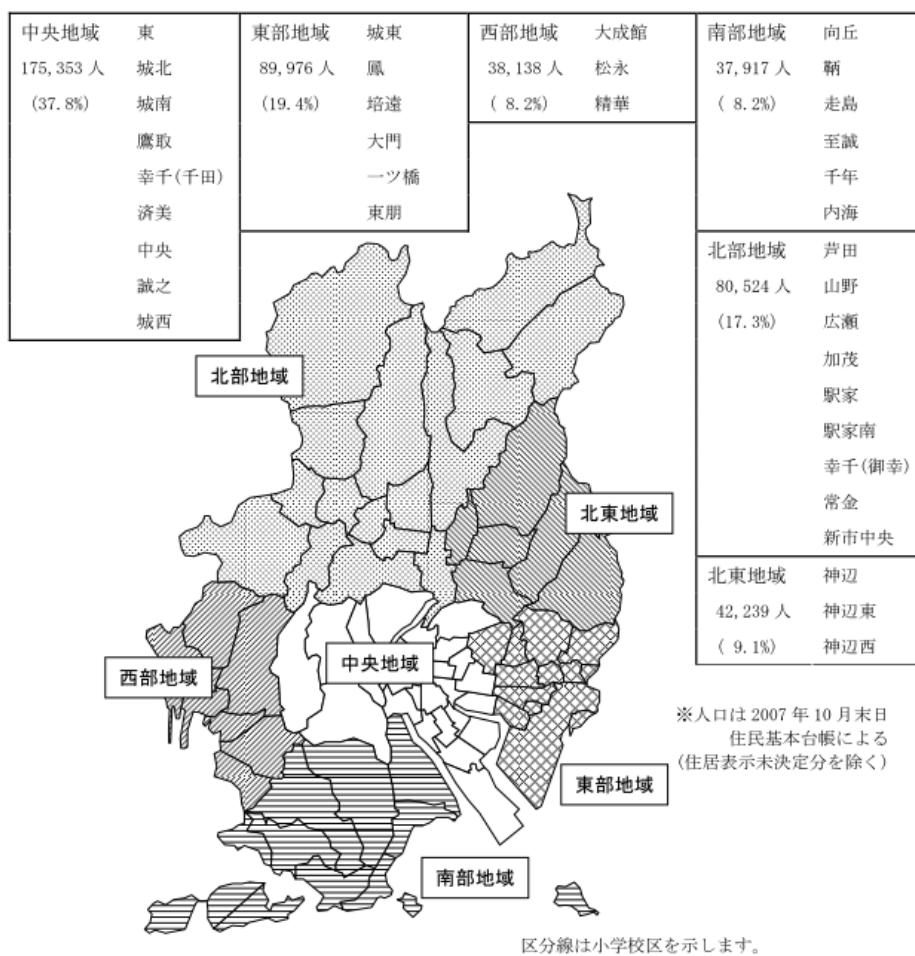


図5 福山市都市マスタープランにおける6つの地域区分

③ 福山市景観計画（2011 年度(平成 23 年度)～）

福山市景観計画は、福山市都市マスタープランとの適合を図り、福山市の景観の特性を整理したうえで、景観計画の区域と方針、景観づくりに向けた取組を明示しています。

景観計画の区域と方針では、都市マスタープラン同様、6つの地域を設定し、地域毎の方針を設定しています。

景観の特性と景観づくりの方針

＜福山市の景観特性＞…[抜粋]

○面的な景観

◇歴史や風土を伝える遺跡・史跡群

市域の各地には、古代から現代まで続く、長い郷土の歴史や文化を伝える貴重な遺跡・史跡群があります。特に市域の北部には、国史跡で県内最大級の前方後円墳である二子塚古墳をはじめ、国分寺西側丘陵に広がる迫山古墳群など、多くの遺跡・史跡群がみられます。

◇暮らしのなごりをとどめる歴史的なまち並み

市域の各地には、伝統的建造物群保存地区に指定している「鞆のまち並み」や、西国街道の宿場町のなごりのある「神辺のまち並み」、かつての港町をしのばせる「内海のまち並み」など、それぞれの時代に営まれた地域固有の暮らしのなごりをとどめる歴史的なまち並みが残されています。

○線（軸）的な景観

◇往時の風情を残す街道筋

古代山陽道や中世以降の西国街道など、文化や社会の交流を支えた街道筋には、今でも石碑や辻堂など、往時の風情が残されています。

○点（拠点）的な景観

◇歴史を物語る貴重な遺産

市域の各地には、古代、中世から江戸時代、そして現代へと続く長い歴史の中で、当時の隆盛と繁栄を今に伝える福山城や明王院、鞆の浦や神辺地区に残る建造物など、貴重な歴史遺産が残されています。

◇寺院・神社や歴史的建造物

市域の各地には、地域で大切にされてきた寺院や神社など、長い歴史の中で受け継がれ、古いまちの面影や生活様式をうかがわせる歴史的建造物などが残されています。

更に当時の生業（農業、商業など）や生活の様子がしのばれる民家や蔵などが今でも活用され、地域の生活と密接に関わる身近な歴史資源として残されています。

◇福山の発展を象徴する近代の遺産等

市域の各地には、本市が近代、明治期以降に工業都市として姿を変え、備後地域を中心都市として発展してきたことなどを象徴する建造物が今も残されています。

景観の特性と景観づくりの方針（続き）

＜福山市全域の景観づくりの方針＞…〔抜粋〕

○貴重な歴史・文化を次世代に引き継ぐ景観づくり ～『心に残る眺め』を大切に～

- ・福山城、鞆の浦などの歴史・文化が感じられる眺めや、グリーンライン（一般県道後山公園洗谷線）、蔵王山山頂からの眺望、内海大橋などの眺望は、心に残る大切な景観として、市民だけでなく訪れる人々にも親しまれています。
- ・これらの景観は、長い歴史や人々の暮らしの中で築かれてきたものといえます。今後も、自然や歴史・文化と人々の暮らしとの調和を図りつつ、計画的に整備・保全し、活用することにより、次世代に引き継ぐ景観づくりを進めます。

＜福山市地域別の景観づくりの方針＞…〔歴史・文化的な景観の特性について抜粋〕

各地域の特徴ある景観資源を生かしたまちづくりを実現していくために、総合計画や都市マスタープランの地域区分に従い、市域を「中央地域」、「東部地域」、「西部地域」、「南部地域」、「北部地域」、「北東地域」の6つの地域に区分します。

そして、景観づくりの理念と目標、市全域の景観づくりの方針をもとに、各地域の景観特性と課題を整理し、都市マスタープランで示したまちづくりの方針を踏まえ、地域ごとの具体的な景観づくりの方針を示します。この方針の中から、地域において特に大切なことを地域で共有する景観づくりの方針として抽出しています。

◇「中央地域」

- ・福山城^{※1}周辺や明王院周辺などの歴史・文化的景観資源を有効活用するとともに、周辺に残る貴重な風致を保全し、市民の誇りとなる特徴的な景観をめざします。

◇「東部地域」

- ・宮の前廃寺跡や手城山城などの歴史・文化的景観資源や、周辺に残る貴重な風致を保全・活用し、特徴ある景観づくりをめざします。

◇「西部地域」

- ・西国街道（旧山陽道）沿いに今でも残る石碑や寺社などの景観資源や、その周辺に残る貴重な風致を保全・活用し、地域の歴史・文化が感じられる景観をめざします。
- ・日本はきもの博物館^{※1}や日本郷土玩具博物館^{※2}の周辺では、これらの施設を核とした良好なまち並みや、産業の歴史をしのばせるクリーク、貯木場周辺などを生かし、特徴的な景観をめざします。

◇「南部地域」

- ・沼隈、内海地区などの沿岸部を中心に、内海大橋や内海フィッシャリーナなど地域の振興に大きな役割を果たす建造物も含めて、美しい瀬戸内の眺めを演出する景観をめざします。

◇「北部地域」

- ・二子塚古墳周辺や吉備津神社周辺など歴史・文化的な資源が集積する地区では、その積極的な保全・活用により、地域のシンボルとして誇りや愛着が持てる特徴的な景観をめざします。

◇「北東地域」

- ・神辺本陣や廉塾、菅茶山旧宅周辺などの古い建築物やまち並みをはじめ、歴史・文化的な資源が集積する地区では、その積極的な保全・活用により、地域のシンボルとして誇りや愛着が持てる特徴的な景観をめざします。

※1 福山城

2018年（平成30年）8月28日、広島県内で初めて福山城天守が景観法第19条に基づく重要建造物に指定され、地域の個性ある景観の核として、その維持、保全及び活用が図られている。

※2 日本はきもの博物館、日本郷土玩具博物館

現在の福山市松永はきもの資料館

④ 福山市観光振興基本戦略（2022 年度(令和 4 年度)～2025 年度(令和 7 年度)）

ア 戦略と目標

福山市観光振興基本戦略では、本市の観光をとりまく動向や課題を踏まえ、福山みらい創造ビジョンで示した観光振興に関する「目標とする姿」を実現するため、4つの戦略と3つの視点での観光施策への取組が示されています。

1) 戦略

戦略1：観光資源の発掘・磨き上げと発信

○市内に数多くある潜在的な資源をポストコロナに対応した視点で発掘し、それらを新たな観光コンテンツとして磨き上げるとともに、ターゲットに合わせた効果的な方法で情報発信します。また、本市を代表する「鞆の浦・福山城・ばら」を中心とした既存の観光資源の更なる磨き上げにも引き続き取り組みます。

戦略2：周遊しやすい観光の振興

○観光客の滞在時間の延伸につながるよう、これまで実施してきた市内周遊を促進する取組を加速させるとともに、市内の各地域に潜在する観光資源に着目することで、更なる周遊を促す仕組みづくりを行います。また、備後圏域・瀬戸内圏域の交通の結節点である強みを生かし、市内にとどまらず、圏域での観光振興に取り組みます。

戦略3：MICEの推進

○本市では、「福山市 MICE 戦略」を基に産業 MICE・エリア MICE を推進しています。MICE は、宿泊や飲食、交通など複数の分野への経済波及効果が期待されます。そのため、産学官が一体となった MICE 誘致に取り組みます。

戦略4：観光客の受入環境の向上

○世界バレー会議福山大会に向け、増加が予想される国内外からの観光客が「安心・安全・快適」に過ごせるよう、受入環境の整備を進めます。また、福山を訪れた人の満足度が高まるよう、おもてなしに関わる人材の育成に加え、市民一人ひとりが情報発信を行えるようシビックプライドの醸成に取り組みます。

2) 視点

視点1：持続可能な観光

○観光によって得られた経済的・社会的な効果が、地域と資源に還元され、さらなる投資を生み出す好循環を構築することで、それらの持続可能性を高めます。
○地域に引き継がれてきた生活、自然、文化等の「体験」、「学び」を通じた交流により、地域の新たな活力を創出します。

視点2：観光のデジタル化

○新型コロナウイルスの感染拡大によって、デジタル化の遅れが社会課題として顕在化しました。
○観光においても、デジタル技術を用いた受入環境の向上やビジネスモデルの変革は、重要な視点です。

視点3：感染症対策

○新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中でも観光振興を推進するためには、観光客と地域の安心・安全は欠かせません。

○密を避ける・接触機会を減らすなど、感染症対策の徹底が重要な視点となります。

（3）広島県文化財保存活用大綱

広島県文化財保存活用大綱は、法第183条の2第1項の規定による法定計画であり、2021年（令和3年）3月に策定されています。

この大綱は、文化財に係る広島県の「めざす将来像」の実現に向けた基本的な方向性や取組方針です。また、本大綱は、広島県が県域の所有者、保持者、保持団体、管理責任者、管理団体その他関係者とともに各種取組を進める上での指針となります。

めざすべき将来像に、「県民、関係団体など多様な関係者が文化財及び周囲の自然環境・景観・伝統行事などの一体的な保存・活用に取り組むことを通して、県民一人ひとりが地域に誇りと愛着を持ち、内外から魅力ある地域として選ばれています。」を掲げ、その実現に向けて行う文化財の保存・活用を図るために講ずる措置、防災・災害発生時の対応、その他の県の取組、文化財の保存・活用の推進体制について記載されています。

文化財の保存・活用を図るために講じる措置では「1 文化財所有者等への支援の充実を図る。」、「2 文化財の調査と把握に努め、指定その他の保護措置を図る。」、「3 文化財の新たな活用策を積極的に推進する。」、「4 情報発信と普及啓発の充実を図る。」、「5 広域的な取組を積極的に推進する。」、「6 市町に対する支援を積極的に推進する。」、「7 県民を対象とする人材育成と資質向上の取組を推進する。」があげられています。

福山市に関しては、県指定文化財の総数及び面積当たりの件数が多いこと、県内では神辺平野のみに確認されている「大宮遺跡」等の環濠集落、瀬戸内海沿岸に栄えた「草戸千軒町遺跡」、重要伝統的建造物群保存地区（鞆地区）、「廉塾ならびに菅茶山旧宅」、土木遺産である「砂留」、ふるさと文化財の森に設定されている「備後い草圃」などの存在が示されています。

3 計画期間

本計画の計画期間は、2024 年度(令和 6 年度)～2033 年度(令和 15 年度)の 10 年間とします。この計画期間を前期（2 年間）、中期（5 年間）、後期（3 年間）に分け、措置を設定し事業を展開することとします。

この期間の過程では、福山みらい創造ビジョン（計画期間：2021 年度（令和 3 年度）～2025 年度（令和 7 年度））の次期計画の策定があると想定されます。このため、前期を 2 年間とし、福山みらい創造ビジョンの改定に合わせ、上位計画と一体的に措置等の点検・検証を行い、ビジョンに反映させます。また、次期ビジョンが策定される段階でも本計画の点検・検証を行います。

また、後期の最終年度においては、本計画に位置づけた措置等の総合的な点検・検証を行い、PDCA サイクル（計画・実行・評価・改善）の考え方を取り入れ、福山みらい創造ビジョンとの整合を図りながら、改定作業を行います。

それら以外の年度においても、原則、毎年度、本計画の実施状況等の点検を行い、必要に応じて本計画の見直しに柔軟に対応します。

なお、

- ・計画期間の変更
- ・市町村の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
- ・地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

を行う場合には、文化庁長官による変更の認定を受けるものとします。また、それ以外の軽微な変更を行った場合は、当該変更の内容について、広島県及び文化庁へ情報提供します。

表 1 本計画の計画期間

計画	期間	2024 年度 (R 6)	2025 年度 (R 7)	2026 年度 (R 8)	2027 年度 (R 9)	2028 年度 (R10)	2029 年度 (R11)	2030 年度 (R12)	2031 年度 (R13)	2032 年度 (R14)	2033 年度 (R15)
上位計画		次期ビジョン									
福山みらい 創造ビジョン			改定作業					改定作業			
			上位計画の反映					上位計画の反映			
福山市文化財 保存活用地域 計画		点検・検証	(破線:原則、毎年度、実施状況等を点検)					点検・検証			改定作業
		2024年度～2033年度（10年間）									
		前期（2 年間）	中期（5 年間）					後期（3 年間）			

4 作成体制と経過

(1) 福山市文化財保存活用地域計画の作成体制

本計画は、福山市経済環境局文化観光振興部文化振興課が事務局となり、関係する調査及び作業等を行うとともに、学識経験者等で構成する「福山市文化財保存活用地域計画策定検討委員会」(以下「委員会」といいます。)で検討し、「福山市文化財保護審議会」(以下「保護審議会」といいます。)での意見聴取を経て作成しました。また、作成過程においては、庁内関係部署との調整・連携を行いました。

福山市文化財保存活用地域計画策定検討委員名簿

【選任期間】2023年(令和5年)2月10日から計画の作成が完了した日まで

名前	役職等	分野
井原 縁 いはら ゆかり	奈良県立大学教授	景観
小林 仁志 こばやし ひとし	福山商工会議所専務理事	経済・経営
菅 優子 すが ゆうこ	福山市 MICE 誘致ディレクター	MICE 地域資源活用
徳岡 旭 とくおか あきら	一般社団法人福山青年会議所理事長	経済・経営
西 正尚 にし まさなお	公益財団法人福山観光コンベンション協会専務理事	観光
柳川 真由美 やながわ まゆみ	福山大学准教授	歴史
八幡 浩二 やはた こうじ	福山市立大学教授	史跡・埋蔵文化財

(五十音順、敬称略)

【オブザーバー】

伊藤 雅哉 広島県教育委員会管理部文化財課 課長代理(2022年度(令和4年度))
永井 敬久 広島県教育委員会管理部文化財課 文化財保護係長
(2023年度(令和5年度))

【文化財保存活用地域計画作成のためのアドバイザー】

上杉 和央 京都府立大学文学部准教授

【事務局】

岩本 信一郎 福山市経済環境局文化観光振興部長
高松 秀幸 福山市経済環境局文化観光振興部文化振興課文化財担当課長
(2023年度(令和5年度))
内田 実 福山市経済環境局文化観光振興部文化振興課主幹
(2022年度(令和4年度))
榊 拓敏 福山市経済環境局文化観光振興部文化振興課文化財担当次長
野村 友規 福山市経済環境局文化観光振興部文化振興課主事
藤田 綾乃 福山市経済環境局文化観光振興部文化振興課主事

福山市文化財保護審議会委員名簿

【委嘱期間】2022年(令和4年)7月1日から2024年(令和6年)6月30日まで

名前	分野	役職等
いしぐち きたし 石口 智志	文化財保護	福山市議会議員〔福山市議会推薦〕
えづら つぐと 江面 嗣人	日本建築史・文化財修復・町並み保存	岡山理科大学建築歴史文化研究センター長・特担教授
おおしま やすこ 大島 泰子	民俗・伝統文化	能楽研究家
おたが せいご 尾多賀 晴悟	民俗	福山市文化財協会推薦
かなお こうせい 鐘尾 光世	歴史・美術工芸	前 福山城博物館館長
こばやし まこと 小林 實	文化財保護	福山文化連盟推薦
さとう あきつぐ 佐藤 昭嗣	史跡・埋蔵文化財	元岡山商科大学教授
さわだ ゆうき 澤田 結基	自然地理・地質	福山市立大学教授
はまだ あきら 濱田 宣	仏教美術	徳島文理大学教授
みやもと すみいつ 宮本 住逸	歴史・民俗・古文書	米スタンフォード大学客員教授
むらかみ さちひろ 村上 幸弘	植物	樹木医
やながわ まゆみ 柳川 真由美	歴史	福山大学准教授
やはた こうじ 八幡 浩二	史跡・埋蔵文化財	福山市立大学教授

(五十音順、敬称略)

(2) 福山市文化財保存活用地域計画の作成経過

福山市文化財保存活用地域計画の作成においては、2回の委員会議、3回の保護審議会を開催し、パブリックコメントを実施しています。

こうした会議等を含め、作成経過を整理すると次のようになります。

表2 福山市文化財保存活用地域計画の作成経過

年月日	主要事項・内容
2022年(令和4年) 3月30日(水)	2021年度(令和3年度)第2回福山市文化財保護審議会 場所：福山市役所本庁舎 東棟3階 小会議室 ＜内容＞ 文化財保存活用地域計画の概要について
9月12日(月)～ 9月26日(月)	文化財の保存・活用に関するアンケート調査 ・福山市市政モニター制度で実施 ＜調査対象＞ ・福山市市政モニター制度に登録している市民
9月20日(火)	2022年度(令和4年度)第1回福山市文化財保護審議会 場所：福山市生涯学習プラザ 4階 大会議室 ＜内容＞ 福山市文化財保存活用地域計画について
2023年(令和5年) 1月17日(火)～ 2月5日(日)	文化財の保存・活用に関するアンケート調査 ・郵便による調査票の配布・回収 ＜調査対象(アンケートの種類：2種類)＞ ・指定等文化財を所有・保持・管理されている方 ・文化財の保存や活用を行っている団体
3月29日(水)	第1回福山市文化財保存活用地域計画策定検討委員会議 場所：福山市役所議会棟 3階 第5委員会室 ＜内容＞ (1) 文化財保存活用地域計画の概要 (2) 福山市文化財保存活用地域計画について (3) 文化財保存活用に関するアンケート調査結果 (4) 文化財保存活用の課題措置一覧表
4月28日(金)	2023年度(令和5年度)第1回福山市文化財保護審議会 場所：福山市役所 12階 多目的室 ＜内容＞ 福山市文化財保存活用地域計画素案について
7月7日(金)	第2回福山市文化財保存活用地域計画策定検討委員会議 場所：登録有形文化財建造物 福寿会館洋館 2階 多目的室 ＜内容＞ (1) 福山市文化財保存活用地域計画素案について (2) 文化財保存活用の課題措置一覧表 (3) 策定スケジュールについて
10月1日(日)～ 10月31日(火)	パブリックコメントの実施